

令和3年度第2回袖ヶ浦市消防委員会 書面会議

- 1 書類発送日 令和4年2月4日(金)
- 2 審議期間 令和4年2月16日(水)

3 委員

| | | | |
|------|-------|----|-------|
| 委員長 | 小林 好 | 委員 | 江澤 幸子 |
| 副委員長 | 景山 幸雄 | 委員 | 乗竹 智之 |
| 委員 | 金子 勝秀 | 委員 | 浅井 佳宏 |
| 委員 | 有海 勝教 | 委員 | 丸山 幸子 |
| 委員 | 池田 貴夫 | | |

- 4 傍聴定員と傍聴人数 書面会議のため該当なし

5 審議方法

- ・第2回会議の開催前に議題1について、書面会議を実施した。
- ・各委員に対し、議題1について書面会議を実施する旨案内し、審議内容の確認及び承認の有無について回報により提出を依頼した。

6 議題

- (1) 非常勤消防団員の報酬等の基準の策定に伴う、消防団員の処遇改善について
承認 9人 不承認 0人 ・議題のとおり承認された

7 審議概要

金子委員

- ・コロナウイルスの収束が読めない中、日々の活動に感謝申し上げます。
団員の皆様の健康管理に十分な配慮をお願いいたしますとともに、今後もよろしくをお願いいたします。

乗竹委員

- ・若手の団員が減少している中、報酬の内容は見直されるべきものと思われまます。
よろしく申し上げます。

浅井委員

- ・消防庁長官より発出された資料には、「各市町村においては、消防団と協議のうえ、十分な検討を行い」とあるため、協議で出された意見などを議会上程時には明確に
していただきたいと考えます。

以上

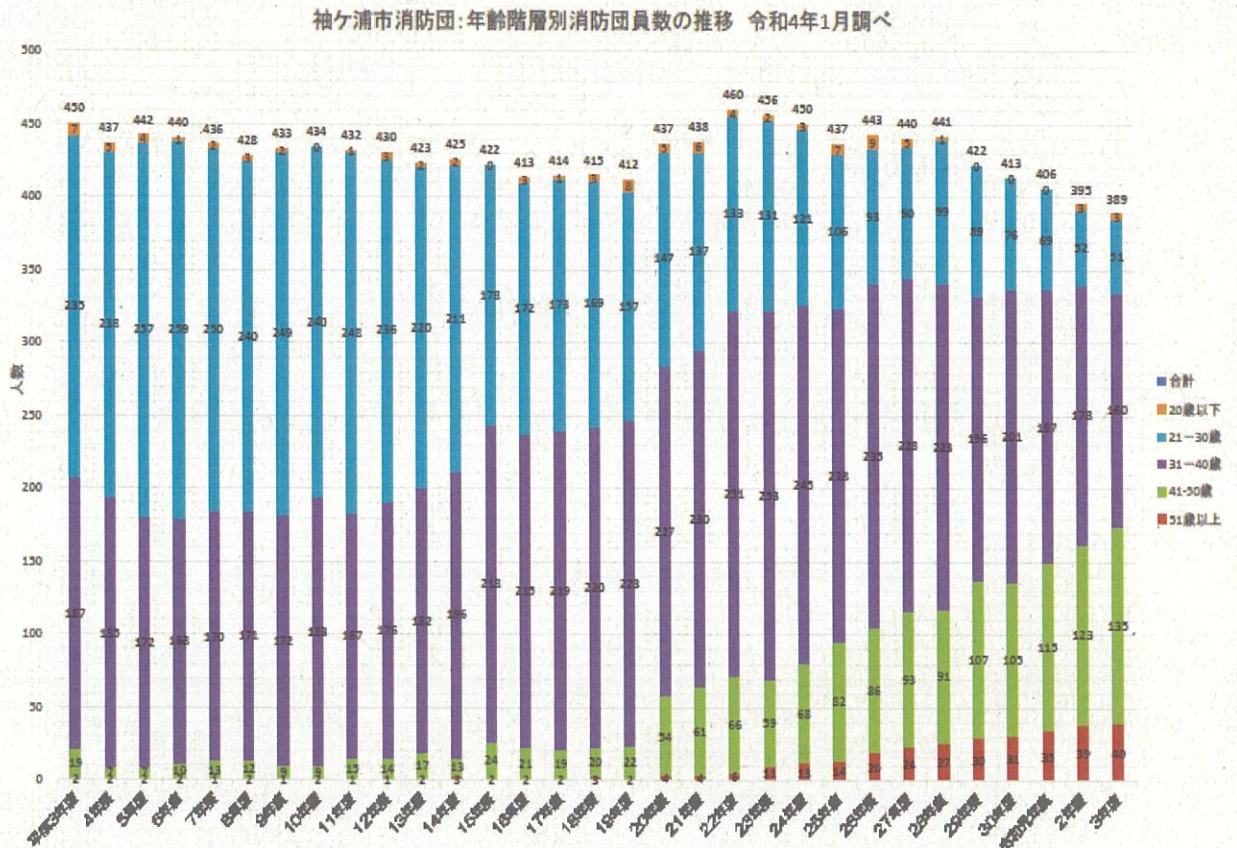
非常勤消防団員の報酬等の基準の策定に伴う、消防団員の処遇改善について

1 消防団員の処遇改善の概要

令和3年4月13日付け消防地第171号にて「消防団員の報酬等の基準の策定等について」が発出されました。これは、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす消防団員数が2年連続で1万人以上減少しているという危機的な状況から、地域防災力が低下し、ひいては地域住民の生命・身体・財産の保護に支障をきたすという危機感のもと、講ずべき対策を検討するため、有識者による「消防団員の処遇等に関する検討会」が開催され、同検討会の報告書を基に示されたものです。

本市においても、消防団員の処遇改善を図るため、出勤、訓練、その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償を支給するために必要な措置として「非常勤消防団員の報酬等の基準」に準じ、重要課題である消防団員数の確保、ひいては地域防災力の一層の充実・強化を図るため、消防団条例の一部を改正する条例の制定を行うものです。

2 消防団員数の現状



国は消防団員数の減少という課題に対して、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の制定や、「消防団員の確保方策等に関する検討会」の開催など対策を講じてきました。しかし全国的に消防団員数の減少傾向を抜本的に改善するには至っておりません。本市においても、消防団協力事業所表示制

資料 1

度の制定や、学生消防団活動認証制度等の策定など、継続的に消防団員の確保及び消防団員が活動しやすい環境の整備について施策を講じておりますが、直近5年の団員数は減少を続けており、30年前に比べると20代から30代の減少が見られ、特に20代の団員の減少は顕著な状況となっております。

3 「消防団員の報酬等の基準の策定等について」のポイント 資料2参照

- (1) 年額報酬と出動報酬の2種類
- (2) 災害（水火災・地震等）に関する出動は、1日当たり8,000円とする。
- (3) 団員の出動に係る費用弁償は、必要額を措置する。
- (4) 団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。

4 本市の現状と改正案について

(1) 袖ヶ浦市消防団の報酬等の現状

ア 年額報酬一覧

| 職名 | 年額報酬額 | 職名 | 年額報酬額 |
|------|----------|------|---------|
| 団長 | 228,000円 | 副分団長 | 52,800円 |
| 副団長 | 156,000円 | 部長 | 38,400円 |
| 本部長 | 132,000円 | 班長 | 37,200円 |
| 本部部長 | 132,000円 | 団員 | 36,000円 |
| 分団長 | 102,000円 | OB団員 | 18,000円 |

イ 費用弁償一覧

| 費用弁償区分 | | 費用弁償額 |
|-------------------------------|------------------|---------|
| 災害出動手当 (水火災、台風、地震等大規模災害含む) | | 1,300円 |
| (警戒、訓練、点検 及び整備等) | 警 戒 | 1,300円 |
| | 訓 練 | 1,300円 |
| | その他(整備、点検、勧誘活動等) | 1,300円 |
| 上 記 以 外 | | 1km=30円 |

ウ 非常勤消防団員の報酬等の基準から見た本市の未対応項目

- ① 報酬は、「年額報酬」及び出動に応じて支払われる「出動報酬」の2種類。ただし、地域の実情に応じその他の報酬を定めることを妨げない。
- ② 出動報酬額について、災害（水火災、台風又は地震等）に関する出動について、日額8,000円を標準とする。災害以外の出動（訓練、警戒等）については業務の負荷、活動時間等を勘案し標準額と均衡のとれた額を定める。

(2) 本市における改正案概要

○出動報酬

| 報酬区分 | 改正前 | 改正後（案） |
|-----------------------------------|----------------------|---|
| 災害出動報酬 （水火災、台風、地震等 大規模災害含む） | 費用弁償で支出 1,300 円／回 | 報酬で支出 8,000 円／日 ・ 1 日の出動時間の合計が 4 時間 以上の場合。 |
| | | 報酬で支出 4,000 円／日 ・ 1 日の出動時間の合計が 4 時間 未満の場合。 |
| 消防本部から要請した 訓練等 | 費用弁償で支出 1,300 円／回 | 報酬で支出 1,300 円／日 |

「消防団員の報酬等の基準の策定等について」のポイント（令和3年4月13日付消防庁長官通知）

- 「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告を踏まえ、消防団員の処遇改善を推進するため発出

① 「非常勤消防団員の報酬等の基準」の制定

【基準の内容】

1. 報酬の種類

年額報酬と出動報酬の2種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。

2. 報酬の額

※以下の基準を踏まえ、市町村が条例で定める。

- 年額報酬の額は、「団員」階級の者については36,500円を標準額とする。

「団員」より上位の階級にある者等については、業務の負荷や職責等を勘案して、標準額と均衡のとれた額とする。

- 出動報酬の額は、災害（水火災・地震等）に関する出動については1日あたり8,000円を標準額とする。

災害以外の出動については、出動の態様や業務の負荷、活動時間等を勘案して、標準額と均衡のとれた額とする。

3. 費用弁償

上記に掲げる報酬のほか、団員の出動に係る費用弁償については、必要額を措置する。

4. 支給方法

報酬・費用弁償とも、団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する。

② その他（適切な予算措置、留意事項等）

- 団員個人に対し直接支給すべき経費（報酬等）と、団・分団の運営に必要な経費（維持管理費等）は適切に区別し、各市町村において適切に予算措置すべきであること。
- ①の基準は令和4年4月1日から適用するため、それまでに、各市町村において消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。
- ①の基準を定めることとあわせ、条例(例)を改正するので、各市町村の条例改正にあたり参考にされたいこと。
- 出動報酬の創設等に伴う課税関係については、国税庁と協議の上、追って消防庁から通知すること。
- 地方財政措置については、令和4年度から、①の基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討することとしていること。

袖ヶ浦市消防委員会条例 (昭和48年3月19日条例第15号)

最終改正:平成18年12月21日条例第40号

改正内容:平成18年12月21日条例第40号 [平成30年4月1日]

○袖ヶ浦市消防委員会条例

昭和48年3月19日条例第15号

改正

平成18年12月21日条例第40号

袖ヶ浦市消防委員会条例

(設置)

第1条 本市に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、袖ヶ浦市消防委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、消防本部・消防署及び消防団に関する重要事項につき、調査審議し市長の諮問に応ずるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、非常勤の委員9人をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号により市長が委嘱する。

- (1) 自治会を代表する者 3名
 - (2) 消防関係者 3名
 - (3) 学識経験者 3名
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の中から互選する。

- 2 委員長は会務を統理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員の報酬及び旅費等の費用については、袖ヶ浦市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年条例第26号)による。

(書記)

第8条 委員会に書記を置き、職員の中から市長が任免する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか委員会の運営その他必要な事項は、委員会が市長の同意を得て定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、従前の袖ヶ浦町消防委員会条例により委嘱された委員は、この条例の規定によりなされたものとみなす。
- 2 袖ヶ浦町消防委員会条例(昭和46年条例第77号)は、廃止する。

附 則 (平成18年条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成20年6月14日までに改正後の第4条第1項第1号の規定により新たに委嘱された者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成20年6月14日までとする。